

○須賀川市小規模契約参加希望者登録要綱

平成15年4月30日制定

改正

平成21年4月1日

平成22年3月29日

令和2年4月1日

令和8年4月1日

須賀川市小規模契約参加希望者登録要綱

(目的)

第1条 須賀川市が発注する小規模な工事、修繕、委託等の契約（以下「小規模な工事等の契約」という。）について、須賀川市工事等有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録していない市内業者が、希望業種を簡易登録することで見積参加の機会を得られることにより、市内経済の活性化を図ることを目的とする。

(対象契約)

第2条 対象となる小規模な工事等の契約は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 予定価格が100万円未満であるもの
- (2) 内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であるもの

(登録できる者)

第3条 須賀川市内に住所を有する個人又は所在地を有する法人とする。

(登録できない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録することができない。

- (1) 当該契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当した後3年を経過していない者
- (5) 須賀川市競争入札参加資格登録規程（平成30年須賀川市告示第97号）第2条に規定する有資格者名簿に登録されている者
- (6) 希望業種を履行するために必要な資格、許可等を有しない者

(登録の方法)

第5条 登録の方法は、次により行うものとする。

- (1) 登録の希望者は、須賀川市小規模契約参加希望者登録申請書（第1号様式）を提出しなければならない。
- (2) 登録者は登録する内容に変更があった場合、遅滞なく須賀川市小規模契約参加希望者登録変更届（第2号様式）を提出しなければならない。
- (3) 登録者が登録を辞退する場合には、須賀川市小規模契約参加希望者登録辞退届（第3号様式）を提出しなければならない。

(有効期間)

第6条 有効期間は、登録の日から2年間とする。ただし、有効期間満了日までに登録を辞退する届け出がない限り、引き続き登録を継続する。

(審査)

第7条 この登録に際し、法令の定めにより資格、許可等を要するものを除き施工実績、経営状況等の項目については、無審査とする。

(契約の履行)

第8条 登録者は、この要綱及び須賀川市契約規則（平成29年須賀川市規則第22号）等に従って誠実に履行しなければならない。

(登録の取り消し)

第9条 次に該当した場合には、登録を取り消すものとする。

- (1) 廃業した事実が判明したとき。
- (2) 不正又は不誠実な行為があったとき。

(登録者の取扱い)

第10条 須賀川市は、申請の随時受付を行い、須賀川市小規模契約参加希望者登録名簿（第4号様式）に登録し、積極的に見積参加の機会を与えるよう努めるものとする。なお、登録の手続は、財務部財政課で行う。

附 則

この要綱は、平成15年4月30日から施行する。

附 則（平成21年4月1日）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月29日）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和8年4月1日）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

須賀川市小規模契約参加希望者登録申請書

年 月 日

須賀川市長

須賀川市が発注する小規模な工事等の契約について、登録を申請します。

住所又は所在地	〒 須賀川市
フリガナ 商号又は名称
フリガナ 代表者職・氏名
電話番号	
FAX番号	

登録業種（3業種以内）

番号	登録業種（簡潔に記載のこと）	資格、許可等を有する場合、その種類・名称等
1		
2		
3		

※ 資格、許可等が必要な業種は、それを有していることが証明できる書類等の写しを添付してください。

第2号様式 (第5条関係)

須賀川市小規模契約参加希望者登録変更届

年 月 日

須賀川市長

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

年 月 日付けをもって須賀川市小規模契約参加希望者登録申請書を提出
しましたが、下記のとおり登録内容の一部を変更したいので届けます。

記

1 変更内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日

2 変更理由

